

十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会要綱
(設置)

第1条 十日町市における社会教育及び公民館活動のあり方を検討するため、十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公民館の使用料及び減免基準に関すること。
- (2) 公民館と地域コミュニティの関係に関すること。
- (3) 公民館の地区館及び分館の統廃合に関すること。
- (4) 公民館が担うべき地域課題解決に向けた取組に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育及び公民館活動に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）12人以内をもって組織する。

- (1) 十日町市社会教育委員並びに十日町市公民館運営審議会及び十日町市スポーツ推進審議会の委員
- (2) 地区公民館長及び分館長
- (3) 市民活動団体及び公民館利用団体からの推薦者
- (4) 地域自治に関わる住民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月27日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員会が設置された後、最初で開催する会議は、第5条の規定にかかわらず教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。